

議案第 5 号 令和 6 年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費予算

市民交流部 市民生活室 医療助成課

令和 6 ・ 7 年度における後期高齢者医療保険料の改定について

後期高齢者医療制度においては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、2 年ごとに保険料率を見直すこととされており、令和 6 年度は 8 回目の改定となります。

前回の改定(令和 4 年度)に比べ、国の制度改正により保険料は引き上げとなります。なお、兵庫県後期高齢者医療広域連合においては給付費準備基金残高 198.9 億円を全額活用することにより、増加の抑制を図っています。

※ 令和 6 年 2 月 13 日兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会にて改定案を可決

1 保険料率の改定

	改定	現行	差引
均等割額(年額)	52,791 円	50,147 円	+2,644 円
所得割率※	11.24%	10.28%	+0.96 ポイント

※激変緩和措置として、令和 6 年度は 10.32%となります(年金収入 211 万円以下の被保険者のみ)。

被保険者一人当たりの平均年額保険料

	改定	現行	差引	伸び率
年額	89,450 円	86,026 円	+3,424 円	3.98%

2 賦課限度額の改定

保険料賦課限度額は、今回の高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正により現行 66 万円から 80 万円となりました。

	改定	現行	差引
賦課限度額※	80 万円	66 万円	+14 万円

※激変緩和措置として、令和 6 年度は 73 万円となります。

3 後期高齢者負担率の改定

後期高齢者の医療給付費は、公費で約 5 割、現役世代からの支援で約 4 割、高齢者からの保険料で約 1 割をまかなうこととなっています。今回の高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正では、令和 6 ・ 7 年度の後期高齢者負担率が 12.67%となりました。

参考：各年度の後期高齢者負担率の推移

H20・21	22・23	24・25	26・27	28・29	30・31	R2・3	4・5
10.00%	10.26%	10.51%	10.73%	10.99%	11.18%	11.41%	11.72%